

美馬市が発注する建設工事の現場代理人の兼務に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、美馬市が発注する建設に係る請負工事（以下「工事」という。）を複数請け負い兼務を希望する業者（以下「兼務希望業者」という。）に対し、既に請け負った工事の現場代理人と他の工事の現場代理人との兼務（以下「兼務」という。）を認めるための条件について必要な事項を定めることにより、請負者の負担を軽減しつつ、工事における現場代理人の役割を確保することを目的とする。

(兼務の許可)

第2条 兼務の許可（以下「許可」という。）を行う工事は、次の要件を全て満たす工事であること。

- (1) 同一市町村内（平成16年以降に合併した市町村にあっては、合併前の旧市町村をいう。以下同じ。）又は兼務工事間の移動距離が概ね10km以内（自動車通行可能な経路で概ね10km以内をいう。以下同じ。）の工事であること。ただし、複数の市町村で現場代理人を兼務する場合は、同一市町村内の全ての兼務工事と他市町村の兼務工事との工事間の移動距離が概ね10km以内であること。
- (2) 全ての兼務工事の当初請負代金額が1,000万円未満の工事であること。
- (3) 令和元年7月10日以後に入札公告又は指名通知する工事であること。ただし、兼務する他工事の契約時期は問わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、兼務の許可を行わない。

- (1) 工事を所管する部長等（以下「担当部長」という。）が、工事の内容、工事の現場の条件等に鑑み、兼務が困難と判断したとき。
- (2) 第4条の申請を行った日から遡って1年の間に、美馬市建設業者等入札参加資格停止要綱（平成17年美馬市告示第62号）に基づく入札参加資格停止を受けた業者が工事を施工するとき。

(兼務の件数)

第3条 前条に規定する兼務の許可をすることができる工事の件数は、施工中の工事を含め3件までとする。

(申請)

第4条 許可を受けようとする兼務希望業者は、様式第1号を当該工事を所管する課等（以下「担当課等」という。）に提出し、許可の申請を行うものとする。

(審査等)

第5条 前条の規定により許可の申請があった場合は、担当部長がこの内容を審査し、許可するか否かを決定するとともに、当該申請を許可しない場合は、その理由を付して、当該申請を行った兼務希望業者に対して様式第2号により通知するものとする。

る。

(協議)

第6条 前条の規定により許可をしたときは、当該許可を与えた兼務希望業者（以下「許可事業者」という。）及び工事監督員と、兼務の実施について必要な事項を定めるために協議を行う。

(報告等)

第7条 担当課等は、許可事業者に対して、兼務を行っている工事について工事の進捗状況等を報告するよう求めるものとする。

2 前項の報告を実施する時期は、前条の協議において定める。

(現場代理人の変更)

第8条 許可事業者は、原則として、工事の期間中、現場代理人を変更しないものとする。

2 やむを得ない事情により現場代理人の変更を希望する許可事業者に対しては、あらかじめ様式第3号により担当課等の承諾を得るよう申請するものとする。

(兼務の中止)

第9条 兼務の中止を希望する許可事業者は、あらかじめ様式第4号により担当課等の承諾を得るよう申請するものとする。

(許可の取消し)

第10条 許可事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すものとする。

(1) 予期しない事態が生じたため、許可業者が兼務を継続することが不相当と認められる場合

(2) 許可事業者がこの基準の規定に違反していると認められる場合

(3) 許可事業者が偽りその他不正な手段により許可を得たと認められる場合

2 前項の規定により許可を取り消すときは、文書により取消しの理由を付して許可事業者に通知する。

(委任等)

第11条 この基準に定める文書等の様式及びこの基準の施行について必要な事項は、この基準を美馬市長が定める。

附 則

この基準は、平成22年4月14日から施行する。

この基準は、令和元年7月10日から施行する。